

4月2日～8日は「発達障害啓発週間」です!

発達をつまづき、いわゆる発達障害は、生まれながら脳の機能に何らかの不具合が生じている状態で、生活上で本人が困ってしまう状況であると考えられています。原因はまだまだはっきりと分かっていません。発達障害は見た目では分からないため、日常生活や学習の面で困難を抱えていても障がいとは気付かれにくく、必要なサポートを受けることができずに困っていることがあります。

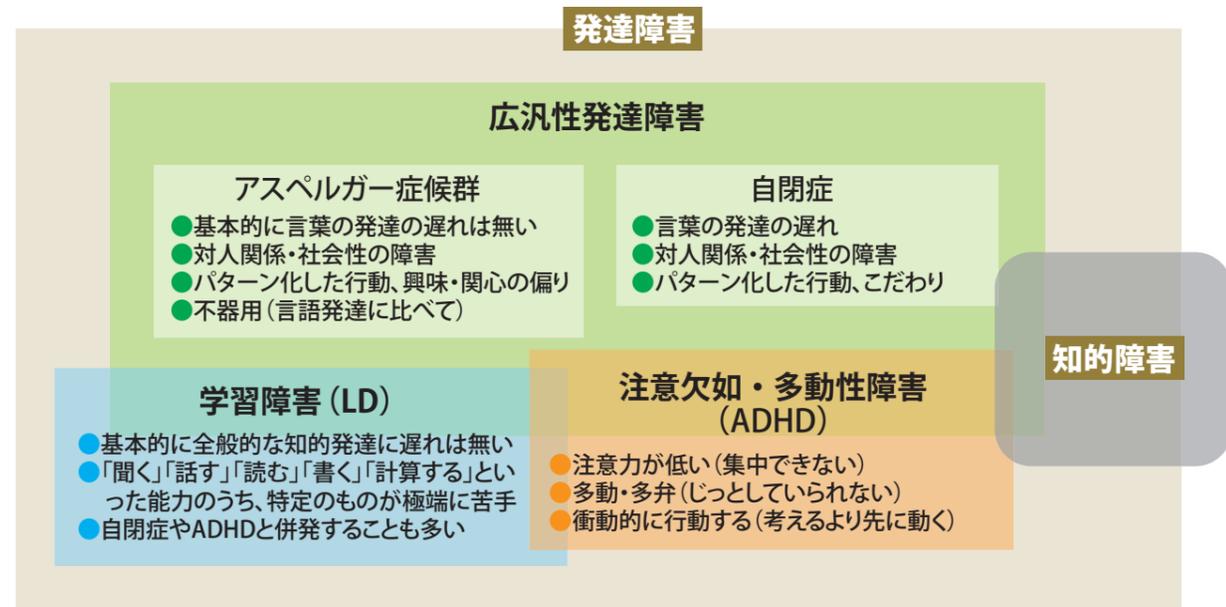
発達障害かな?と思ったり、発達で気になることがあれば、一人で抱えず、関係機関に相談しましょう。

■お問い合わせ 福祉課障害福祉班 ☎内線2566



みんなでサポートしよう!

発達障害は、個人差が大きいと言われています。生後すぐには分かりにくく、2～3歳ごろになると「言葉の遅れ」などで特性が目立ち出します。また、学習や集団行動の必要性が出てくる4～5歳頃からADHD(下記参照)の特性が目立つようになります。しかし、周囲の人からは育て方やしつけが悪い、などと誤解されることもあります。また、こうした子どもたちはわざと問題を起しているわけでも、本人の努力が足りないわけでもありません。周囲の人が正しくサポートすることで、子どもたちが大きな問題なく社会生活を送れるようになります。



まず相談しよう!

発達障害は、病気とは異なり、生まれつきの障がいです。無理に正そうとすると、その子にとっては大きなストレスになります。また、無理に正そうとして叱ることが多くなると、自尊心が低い、強い劣等感を持つなどマイナスの影響が生じてしまいがちです。そうならないためにも、その子の特性に合わせた関わり方をすることで、日常の困り感が和らぎ、その子の発達を促す可能性があります。

発達障害かな?と思ったり、発達で気になること、関わり方についての心配など、一人で抱えず関係機関に相談しましょう。

相談機関

● 平戸市療育支援センター「あったかさん21」 Tel 21-3080
● 県北保健所地域保健課 Tel 57-3933

● 平戸市保健センター Tel 57-0977
● 福祉課障害福祉班 内線 2566

4月から「介護保険」が変わります!

～『平戸市高齢者福祉計画・平戸市介護保険事業計画(第6期)』の策定～

平成12年に開始された介護保険制度は、15年目を迎え高齢者を社会全体で支える仕組みとして着実に定着してきました。一方で、人口減少や超高齢化(本市の高齢化率は35.6%)、ひとり暮らし高齢者世帯の増加など高齢者を取り巻く環境は目まぐるしく変化しています。また介護費用の負担増や認知症高齢者対策、介護職の人材不足による介護力の低下など、さまざまな課題が浮き彫りになってきました。

このような動向を踏まえ、本市では、高齢者福祉・介護保険事業計画の評価・検証を行い、制度の円滑な運用実現のため計画見直しを行いました。

■お問い合わせ 福祉課介護保険班 ☎内線2587

健康・福祉

いきいき通信

health and welfare information

vol.57



①本市がめざす高齢社会像

一人ひとりの高齢者(HITO)が、「自分らしさ」を発揮しながら生涯「自分らしく」暮らし続けることができるまち

②介護保険料(年額)が変わります

65歳以上の人(第1号被保険者)の保険料については、本市で行う介護サービスが賄えるよう算出した「基準額」を基に所得に応じた負担となるよう、9段階の保険料に分かれます。

第6期(平成27～29年度)の基準額は、年々増加する介護サービス費の影響により、第5期と比較して10,700円増の年額66,900円となります。

介護保険料(年額)の改定

所得段階	対象となる人	保険料の調整率	保険料(年額)
第1段階	●生活保護を受けている人 ●世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ●世帯員全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.45	30,100円
第2段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超え、120万円以下の人	基準額×0.75	50,100円
第3段階	世帯員全員が市民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入額が120万円を超える人	基準額×0.75	50,100円
第4段階	世帯に市町村民税を課税されている人がいるが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円以下の人	基準額×0.90	60,200円
第5段階	世帯に市町村民税を課税されている人がいるが、本人は市民税非課税で前年の合計所得金額+課税年金収入額が80万円を超える人	基準額×1.00	66,900円
第6段階	市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が120万円未満の人	基準額×1.15	76,900円
第7段階	市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が120万円以上190万円未満の人	基準額×1.30	86,900円
第8段階	市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が190万円以上290万円未満の人	基準額×1.60	107,000円
第9段階	市町村民税を課税されていて、前年の合計所得金額が290万円以上の人	基準額×1.70	113,700円

※第1段階の率については、平成27年3月末時点での予定。今後第1～3段階については、率の変更(引き下げ)が予定されています。

③地域包括ケア体制の充実

地域包括ケアとは、医療、介護、予防、生活支援、住まいの5つのサービスを一体化して提供し、高齢者が要介護状態になっても、可能な限り住み慣れた地域において継続して生活ができる仕組みのことです。

本計画においては、この仕組みを確立するための体制を充実させるため、市内圏域の見直しを行い、各圏域における課題の掘り起こしと分析、課題解決のための具体的な事業の実施に取り組みます。

④サービス利用の際の負担割合の見直し

介護保険制度を継続して運営していくために、サービス利用に伴う自己負担割合について、一定所得以上の人の負担割合を従来の1割負担から2割負担へ見直します。

⑤特別養護老人ホーム入所基準見直し

施設サービスの重点化のため、新たに特別養護老人ホームへ入所する人の基準が原則「要介護3」以上となります。